



私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の「保守点検」業務を通じて 地域社会の安心と安全に貢献します！

報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です。

また 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円が科せられます。

「保守点検」業務は 資格者を雇用する業者で！

組合員55社：常用従業員596人(うち消防設備士・消防設備点検資格者の技術員400人)

◆◆◆ 点検料金積算基準の改訂作業 ◆◆◆

・平成 28 年 7 月 12 日(火) 13 時 30 分県庁経営管理部営繕企画課に西川理事長がお邪魔し、今年度、新たに定められた建築基準法に基づく防火設備定期点検の設計積算基準について、消防設備保守点検業者側の立場からの申し入れをしました。

・関連して、当組合で策定してある点検料金積算基準（平成 20 年度版）に防火設備定期点検項目を追加・改訂することにし、共同受注委員会（委員長 飯塚理事）内に点検料金積算基準検討委員会を設置し改訂作業を進めることとしました。

点検料金積算基準検討委員会メンバー

(座 長) 副委員長 藤田 光弘
委 員 奥田 敏光
〃 小田巻秀幸
〃 小川 博史



▲9.8 組合事務所



▲中小企業庁事業環境部取引課

◆◆◆ 中小企業庁訪問 ◆◆◆

平成 28 年 8 月 9 日(火) 13 時 30 分中小企業庁事業環境部取引課で西川理事長、中澤専務理事が高畑統括官、眞壁係長（官公需担当）と面談しました。当日は、全国中小企業団体中央会の小鮎政策推進部主事と静岡県中小企業団体中央会連携組織課の三宅課長代理、堀井主事が同席しました。西川理事長からは当組合の現状や全国組織化への取り組み等々を説明し、更なる官公需適格組合への受注拡大方策や全国組織化等々について意見交換を行いました。



◆◆◆ 理事会報告 ◆◆◆

・平成 28 年 7 月 12 日(火) に開催された平成 28 年度第 2 回理事会では、新規加入組合員の審査、新設された防火設備定期検査制度への対応、県消防学校講師派遣等々について協議しました。

・∞・・∞・*・∞・*

・平成 28 年 10 月 4 日(火) 開催された第 3 回理事会では、「消防用設備等点検委託業務点検料金積算基準 平成 28 年度版」、指定管理者制度への取り組み、県教委への防火設備定期検査等々についての協議をしました。



▲10.4 組合事務所

◆◆◆ 新規受注情報 ◆◆◆



平成10年度から今年度5月末日まで島田市が運営してきた「ふじのくに茶の都ミュージアム（仮称）」は、静岡県が進める「茶の都構想」の拠点施設として県移管されました。今後、県当局によるリニューアルオープンが検討されておりますが、それまでの間の既存の展示棟、商業棟の消防設備等の保守点検を受注しました。早速にも、9



月28日(水)に前期点検を実施しました。

▲ 防火シャッター点検

◆◆◆ 県消防学校専科教育の講師 ◆◆◆



▲ 組合事務所

平成28年7月4日(月)9時に静岡県消防学校教務課伊勢主査が来所。例年12月に実施している消防職員専科教育予防査察・危険物科(第1期)(対象県内中堅消防士44名)に教育訓練の内、下表のとおり実務担当者からの講義を依頼したい旨の申し出がありました。予め同席依頼をしていた中部地区の共同受注検査員(小田巻委員長、小川委員)とも協議し、その結果、平成28年7月12日開催第2回理事会で正式に受諾することと決定しました。

日時	時限数	教科目	講師
12月5日午前	2	消防設備点検概論	組合検査員を中心に 10月中に決定する。
〃 6日 〃	3	消火設備	
〃 7日 〃	3	警報設備	



◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

<新規加入組合員>

- 7月12日から 久嶋防災(代表者 久嶋宏之 浜松市中区)
- 〃 宮崎サービス(代表者 宮崎誠二 静岡市葵区)
- 〃 みゆき防災(株)(代表者 野末悠 浜松市北区)



が新規組合員となりました。 宜しくお願ひ致します。



<訃報>

組合員萩内博志様(防災設備社株式会社)の実父、萩内時彦様(85歳)が去る平成28年9月30日に逝去され、10月3日(月)はまそう会館浜松南にて葬儀が営まれました。

ご冥福をお祈りいたします。 合掌



◆◆◆ 平成 28 年度官公需共同受注検査 ◆◆◆

今年度の官公需共同受注前期書類検査件数は、中部地区支部 7 か所、西部地区支部 8 か所の計 15 か所でした。

検査体制は、中部・西部両地区支部管内共にそれぞれ 3 班体制（各班検査員 2 名）で実施しました。

検査終了後、小田巻検査員長からは、「検査項目の記載ミスも無く、全体的に良好だった。引き続き、幹事会社は適正点検の継続に努められたい。」旨の講評がありました。

なお、現地確認検査は、例年通り 12 月から 2 月にかけて実施します。

中部地区支部管内検査時には、建通新聞社の取材があり、10 月 3 日に掲載されました。



<中部地区支部管内> *・∞・*・∞・*・∞・*

検査日：9 月 28 日（水） 組合事務所内会議室

No.	検査先(幹事会社)	検査員
1	静岡県総合教育センター (セルコ掛川)	川坂、小川
2	静岡県庁舎 (鈴与技研)	川坂、小川
3	静岡県立清水東高校外 2 校 (富士消防機商会)	稲垣、藤田
4	静岡県立榛原高校外 3 校 (セルコ静岡)	稲垣、藤田
5	静岡市教育委員会その 1 (鈴与技研)	稲垣、藤田
6	静岡市教育委員会その 2 (セルコ静岡)	小田巻、佐々木
7	静岡市教育委員会その 4 (富士消防機商会)	小田巻、佐々木



<西部地区支部管内> *・∞・*・∞・*・∞・*

検査日：9 月 30 日（金） 日興電気通信㈱内組合浜松支所



No.	検査先(幹事会社)	検査員
8	浜松市教育委員会 (セルコ)	稲垣、藤田
9	磐田市教育委員会(小・中) (日興電気通信)	川坂、小川
10	磐田市(幼・保・こども園) (東海消防技研)	稲垣、藤田
11	静岡県立掛川東高校外7校 (セルコ掛川)	小田巻、佐々木
12	浜松市消防庁舎 (日興電気通信)	川坂、小川
13	静岡県立磐田農業高校外8校 (東海消防技研)	稲垣、藤田
14	静岡県立浜松江之島高校ほか23校 (セルコ)	小田巻、佐々木
15	浜松市立図書館他5施設 (日興電気通信)	川坂、小川

<平成 28 年度共同受注検査員>

検査員長 小田巻秀幸(鈴与技研)

検査員 稲垣憲幸(日本防火研究所)、藤田貴也(セルコ)、川坂典弘(東海消防技研)
小川博史(セルコ静岡)、佐々木強(日興電気通信)

◆◆◆ 官公需共同受注の留意点 ◆◆◆

官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。その維持管理業務委託は厳しい監視・監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。組合員は法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

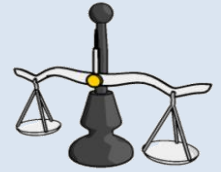
事前	<ul style="list-style-type: none"> ● ご担当者様と、日時、手順などについて綿密に打合せを行います。 ● 施設内の職員や利用者に対し、点検実施予定をお知らせします。
実施時	<ul style="list-style-type: none"> ● 点検従事者は、いつでも、資格者証、健康保険証(「自社社員」確認に必要)、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。 ● ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。
終了時	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防用設備が正常監視状態に復元されていることを確認します。 ● 適正点検実施の証として点検済証(ラベル)を設備に貼ります。 ● 点検票にて、結果報告します。点検結果報告書の一覧表に記載する点検者は、一つの防火対象物の点検業務に従事した資格者全員記載が義務付けられています。 ● 不良箇所があった場合は、速やかに改修計画を提案します。 ● 点検の結果、経年劣化による不具合発生の可能性や補修用部品が入手困難で修理不可などに該当する消防用設備が設置されている場合には、機器リニューアルの計画を提案します。 <p>消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけで良いことになっています。</p>

◆◆◆ 点検結果報告書には社名を記載 ◆◆◆

点 検 者					設 備 名	
住所	浜松市中区〇〇〇			社 名	静岡県消防設備保守点検(協)	
氏名	消防 太郎 〇〇〇 (株)			電話番号	(053) 463-〇〇〇〇	
資格	消 防 設備士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
				交付番号	受講地	受講年月
		甲・種4類 乙	静岡 都道 府(県)	9年10月20日	静岡 都道 府(県)	23年10月
				第 0008 号		
	消防設備点検資格者	種 類	特 殊	交付年月日	再講習受講状況	
				交付番号	受 講 年 月	
		第 1 種	第 号	年 月 日	年 月	
				年 月 日	年 月	
第 2 種	第 号	13年5月8日	27年3月(有効期限)			
		第 236300555 号				
消火器 屋内・外消火栓設備 スプリンクラー設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 自動火災報知設備 非常警報器具及び設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識 (漏電火災警報器) () ()						

平成26年4月14日消防庁告示第14号で点検結果報告書に「点検者の所属する社名」を記載することとなりました。組合受注事業では、社名欄には「静岡県消防設備保守点検(協)」とし、氏名欄の氏名の後に所属会社名を、電話番号欄には所属会社の電話番号を記載します。

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆



～ 相続について (3) ～



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

相続人が複数いる場合、各相続人にどのように財産が分配されるかは、民法によって定まっています。この割合のことを法定相続分といいます。

もっとも、相続人間の話し合いによって、法定相続分とは異なる割合で財産を分けることもできます。

しかし、法定相続分に従って財産を分割してしまうと、相続人間の公平が図られないという場合があります。例えば、一人の相続人が、生前に被相続人からお金や不動産の贈与を受けていた場合などです。

このような場合、相続人の一人がすでにもらっている財産を無視して、被相続人が亡くなった時点で存在する遺産のみを法定相続分に従って分配すると、生前に財産をもらっていた相続人は、他の相続人よりも多く財産を受け取ることとなります。

このような場合、事前に相続人の一人が受け取っていた財産を考慮して、各相続人が受け取る財産を決めるという制度があります。これを特別受益といいます。この制度を具体的にいうと、事前に受け取っていた財産を相続財産に含めて考えるということです。このような処理をすると、相続財産が増加することとなりますので、各相続人が受け取る財産が増えることとなります。ここで注意が必要となるのが、特別受益として認められるのは、①遺贈または婚姻・養子縁組のため、生計の資本としての生前贈与がなされたこと、②財産を受け取ったのが相続人であることの二つの要件が必要です。なお、遺贈とは、遺言によって、法定相続人以外の第三者に対して、無償で財産を譲り渡すことです。よって、生計の資本とは無関係の贈与や相続人以外に対する贈与をしても、特別受益の対象とはなりません。

では、実際に特別受益に該当する場合にはどのような結果となるのか、具体例で見てみましょう。

まず、特別受益が認められる場合の計算は、①特別受益に該当する財産(つまり生前贈与された財産)を相続財産に加える、②加算された相続財産を法定相続分で分割して、各相続人が受け取る財産を算出する、③生前贈与を受けた相続人の受け取る財産から生前贈与で受け取った財産を控除する、というものとなります。

例えば、被相続人死亡当時の相続財産の総額が1億円で、相続人が子4名(A、B、C、D)で、Bが生前贈与として2千万円受け取っていた場合、相続財産は1億2千万円(1億円+2千万円)となり、法定相続分は各4分の1ですので、A、C、Dが受け取るのは三千万円であり、Bも三千万円ですが、すでに二千万円を受け取っているため、実際にBが受け取るのは一千万円となります。

ふじのくに交通安全県民フェア



今年度も、県くらし・環境部くらし交通安全課から同フェア協賛団体としての要請を受け、安全対策という危機管理への共通認識から参加しております。組合としての出展ブースはありませんが、ご都合がつけばご家族で会場へ足をお運び下さい。

開催期日：平成28年10月29日(土)、30日(日)

会場：ツインメッセ静岡 南館・西館

当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。

官公需法第3条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成22年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。



静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿 (平成28年10月1日現在)

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	セルコ(株) 本社 掛川営業所 湖西営業所	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
(有)共同設備	高田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255		高島俊太郎	掛川市蘭ヶ谷	0537-22-0119
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690		藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
静岡ニッタン(株)	鈴木 文三	静岡市駿河区	054-281-2161	瀧防災	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
日興電気通信(株) 静岡営業所	加藤 裕介	静岡市駿河区	054-266-6762	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	090-8186-6318	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
宮崎サービス	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	みゆき防災(株)	野末 悠	浜松市北区	053-437-5734
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理事長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	副理事長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 清広	浜松市天竜区	053-925-2814	専務理事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	理事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
(株)北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303	理事	吉川友朗	静岡法律事務所	
久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019	監事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事	土谷直人	ニッセー防災(株)	

理事長 西川和宏 セルコ(株)
 副理事長 杉山和幸 鈴与技研(株)
 副理事長 堀部莞爾 日興電気通信(株)
 専務理事 中澤慎作 事務局長兼務
 理事 飯塚 勝 広伸防災(株)
 理事 吉川友朗 静岡法律事務所
 監事 宇式三郎 (株)アオイテレテック
 監事 土谷直人 ニッセー防災(株)
 事務局職員 鷲巣節子